

琉球国中山王より暹羅国あて、暹羅における官買中止の情報を得、郭伯茲每等を遣わして公正な交易を請う咨

(一四三二、九、三)

琉球国中山王、謝貢の事の為にす。

今照らすに、宣徳五年(一四三〇)、正使南者結制等の告称するに拠るに、差来を蒙れる各船の使臣等、暹羅国に到りて礼物を奉獻する外、各船の装載する磁器等の物は、所在の管事の頭目、多く官買に拘めて、磁器を將て逐一搬運し抽取するを蒙るに縁り、遷延して日久しきを致すに及ぶ。又、貨物の価錢を給するも亦た虧剋を加う、と。

切に思うに海道の竊遠なること数万余里、風波を経歷すること十分艱險にして方めて彼に到るを得。前の如く寛柔に撫恤するに若かず。甚だしきは虧剋して不便なるに至る。再三告し、辞して使を奉じて前來するを肯んぜず。此の為に停止する外、近ごろ三仏齐国旧港の公幹に差往して回来せる正使歩馬結制等の告称に拠るに、旧港に在りて遇、暹羅国の船隻有り、來人の言説するに前年の間、管事の頭目は国王の之を責むるを蒙りて、管事を立つるは已に訖る、と。

告に拠り切に念うに、貴国の交通も亦た往来の義を尚ぶ。行人、命を伝え、用て和好の望みを堅くす。合行に今、正使郭伯茲每等を遣わして礼物を齎捧し、船隻に坐駕し前詣して奉獻せしめ、少

しく芹忱の意を伸ぶべし。幸希わくは海納せよ。更に煩わくは今去く人船は四海一家もて念と為して官買を寛免し、自ら兩平に蘇木等の貨を收買するを行わしめんことを。回国して応に大明の御前に進貢するに備うべし。早きに及びて打發を為し、風迅に趕趁して回国せしむれば便益なり。今、奉獻の礼物を將て後に開坐す。咨して施行を請う。須らく咨に至るべき者なり。

今開す

官段五匹 色段二十四

腰刀五把 摺紙扇三十把

大青盤二十個 小青盤四百個

小青碗二千個

硫黄三千斤 二千五百斤正と報ず

右、暹羅国に咨す

宣徳六年(一四三一)九月初三日

注(一) 南者結制等の告称 (一四〇〇八) (宣徳四年十月十日) を持て暹羅に出発し、(三九一〇一) (宣徳五年三月二十一日) の暹羅国の回咨を持って帰国しての告称である。

(二) 虧剋 へらしてけずりとる。

(三) 竊遠 是るかに遠い。

(四) 歩馬結制等の告称 (一四三〇八) (宣徳五年十月十八日) を持って旧港へ出発し、(一四三一一〇) (一四三一一一) (宣徳六年二月三日) の返書を持って帰国しての告称である。旧港におい

て暹羅国の船隻より情報を得たのは宣徳五年の末から六年は
じめのこととなる。つまり注(一)の南者結制等が暹羅より
帰国してのちまもなく官買の事情に変化があったので、ここ
では「管事を立つるは已に訖る」という表現であるが、〔四〇
一・二〕には明確に述べられている。その後宣徳七年(一四三
二)より六年間、琉球は暹羅に毎年順調に船を出している。

1-40-12
琉球国中山王より暹羅国あて、暹羅国より官買中止の咨を受
け、由南結制等を遣わしてその実行を請う咨

(一四三二、九、九)

琉球国中山王、酬謝の事の為にす。

近ごろ貴国の咨文を准く。内に開すに、備に本国の咨文の事理
を准けて官買を免行し、自ら兩平に貿易を行うを寛容す、とあり。
及び珍賂を回恵し来使に順付して国に到れば、領受するを除く外、
前事を参して理として合に通行すべし。

今、正使由南結制等を遣わし、礼物を齎送し、恭字号海船一隻
に坐駕し貴国に前詣して奉献せしめ、少しく酬謝の誠を伸ぶ。容
納すれば万幸なり。今、差去する人船の装載する磁器等の物は、
煩為わくは四海一家もて念と為して去年の事例に照依し、官買を
免行し自ら胡椒・蘇木等の貨を収買するを行うを容令せんことを。
早やかに回国せしむれば、応に大明の御前に進貢するに備うべく、

誠に便益と為さん。今、酬謝の礼物を將て開具す。咨して施行を
請う。

今開す

官段五匹 青素段二十四

摺紙扇三十把 腰刀五把

青盤二十個 小青盤四百個

小青碗二千個 硫黄三千斤 二千五百斤小と官報す

右、暹羅国に咨す

宣徳七年(一四三二)九月初九日

酬謝等の事 通事鄭智を差わす

咨

注(一) 貴国の咨文 官買を中止することを知らせるこの暹羅国の咨

は「歴代宝案」にない。

(2) 本国の咨文 〔四〇一一〕。

(3) 来使 〔四〇一一〕を持って行った郭伯茲每等をさす。

(4) 二千五百斤小 ここでは二千五百斤大、または二千五百斤正
とあるべきで、いずれかの誤記であろう。